

岩手県告示第222号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく市町村道の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成22年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 市町村道の路線名 東側幹線
- 2 工事区間 和賀郡西和賀町沢内字弁天28地割31番2地先から65番1地先まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事完了の日 平成22年3月12日